

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名： 出納局

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（円）	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額（円）		
島根県財務会計の電子計算機処理に係るOCR処理業務等の委託	令和5年4月1日	株式会社山陰合同銀行 取締役頭取 山崎 徹 松江市魚町10番地	OCR関係証券の処理業（1枚あたりの単価） 20 財務データの作成業務（1月あたりの単価） 16,500	167条の2 第1項第2号	島根県指定金融機関等事務取扱要領第33条の規定により県公金の収納データは指定金融機関が作成することとなっているので、（株）山陰合同銀行以外の者に本業務を委託することはできないため。	一者随意契約のため 該当なし		出納局会計課	単価契約 予定調達総額 9,308,396円
島根県公金に係る電子収納情報中継等業務委託	令和5年4月1日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 本間 洋 東京都江東区豊洲3-3-3	月額料金 137,500 コンビニ連携 11,000 クレジット連携 22,000 モバイルレジ連携 11,000 自動車OSS連携 44,000 MPN情報リンクサービス 55,000 収納情報中継(1件) 17 コンビニ中継(1件) 2	167条の2 第1項第2号	島根県公金に係る電子収納情報中継等業務提案競技において、本契約先が提案に係る機能及び利用料金を主要項目とする評価においてもっとも優秀な提案であると認め、各種導入試験を経て本県の財務システムとの連携を図ったものであり、当該事業者のみが業務を行うことができる。	一者随意契約のため 該当なし		出納局会計課	単価契約 予定調達総額 4,786,540円
島根県財務会計システムの変更等に関する業務	令和5年4月1日	しまね財務会計システム共同企業体（代表構成員） 富士通Japan株式会社 山陰支社 支社長 艸葉美市博 松江市学園南二丁目10-4	15,292,200	167条の2 第1項第2号	島根県財務会計システムは、しまね財務会計システム共同企業体が開発、運用・保守を行っており、他者ではこの委託業務を遂行することが困難であるため。	一者随意契約のため 該当なし		出納局会計課	
島根県財務会計システムの変更に關する業務(インボイス制度への対応)	令和5年4月1日	しまね財務会計システム共同企業体（代表構成員） 富士通Japan株式会社 山陰支社 支社長 艸葉美市博 松江市学園南二丁目10-4	8,168,160	167条の2 第1項第2号	島根県財務会計システムは、しまね財務会計システム共同企業体が開発、運用・保守を行っており、他者ではこの委託業務を遂行することが困難であるため。	一者随意契約のため 該当なし		出納局会計課	
金融機関経営状況調査顧問業務	令和5年4月1日	有限責任監査法人トーマツ 包括代表 大久保 孝一 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング	3,384,700	167条の2 第1項第2号	当該監査法人は経営状況調査等を通じ調査対象金融機関のデータを多年にわたり蓄積しているため、経営状況の変化や金融機関としての存続性の評価に関し信頼性が高いこと、及び他の監査法人が新たに分析業務に取り組む場合に比べて経費が少なくてすむため。	一者随意契約のため 該当なし		出納局審査指導課	
債権管理回収業務委託（貸付金）	令和5年4月1日	ニッテレ債権回収(株) 代表取締役社長 長岡 智重 東京都港区芝浦三丁目16番20号	○契約単価 ①業務手数料 ・所在調査業務 500円/件 ・相続人調査業務 1,500円/件 ②回収業務 回収額の22%	167条の2 第1項第2号	島根県が有する各種貸付金に係る債権のうち、調査・回収が困難となっている債権について、その管理・回収業務を民間債権回収会社に委託することにより回収及び整理の促進を図る観点から、公募型プロポーザルにより「島根県債権管理回収業務委託事業選定委員会」が選定した者であるため。	一者随意契約のため 該当なし		出納局審査指導課	単価契約 予定調達総額 3,308,000円

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（円）	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額（円）		
債権管理回収業務委託（貸付金以外の債権及び債権回収会社では回収が困難な債権）	令和5年4月1日	NTS総合弁護士法人 代表社員弁護士 櫻井 宏平 東京都港区芝浦三丁目16番20号	○契約単価 ①着手金 10,000円/件 ②業務手数料 ・催告状の送付 10,000円/回 ・訪問調査 8,000円/回 ・写真撮影 5,000円/回 ・相談業務 5,000円/30分 ②回収業務 回収額の30%	167条の2 第1項第2号	島根県が有する税外未収金のうち、貸付金以外の債権及び債権回収会社では回収が困難な債権について、その調査・相談・回収業務を弁護士法人に委託することにより回収及び整理の促進を図るものである。当該弁護士法人は貸付金の回収業務を委託予定であるニッテ債権回収(株)のグループ法人であり、地方自治体の債権回収業務に精通しているとともに、債権回収会社で回収困難な事案を処理するための情報共有が容易であり、この業務を迅速かつ確実に実施できるのは当該法人のみである。	一者随意契約のため 該当なし	出納局審査指導課	単価契約 予定調達総額 1,182,000円	
債権管理回収業務委託（貸付金以外の債権及び債権回収会社では回収が困難な債権）	令和5年4月2日	NTS総合弁護士法人 代表社員弁護士 櫻井 宏平 東京都港区芝浦三丁目16番20号	○契約単価 ①着手金 10,001円/件 ②業務手数料 ・催告状の送付 10,001円/回 ・訪問調査 8,001円/回 ・写真撮影 5,001円/回 ・相談業務 5,000円/31分 ②回収業務 回収額の31%	167条の2 第1項第3号	島根県が有する税外未収金のうち、貸付金以外の債権及び債権回収会社では回収が困難な債権について、その調査・相談・回収業務を弁護士法人に委託することにより回収及び整理の促進を図るものである。当該弁護士法人は貸付金の回収業務を委託予定であるニッテ債権回収(株)のグループ法人であり、地方自治体の債権回収業務に精通しているとともに、債権回収会社で回収困難な事案を処理するための情報共有が容易であり、この業務を迅速かつ確実に実施できるのは当該法人のみである。	一者随意契約のため 該当なし	出納局審査指導課	単価契約 予定調達総額 1,182,001円	
島根県財務会計システムのネットワーク連携基盤更新に伴う対応に関する業務	令和5年6月1日	しまね財務会計システム共同企業体（代表構成員） 富士通Japan株式会社岡山・山陰公共ビジネス部 部長 佐藤勝治 松江市学園南二丁目10-4	1,441,000	167条の2 第1項第2号	財務会計システムは、しまね財務会計システム共同企業体が開発を行っており、他者ではこの委託業務を遂行することは困難である。	一者随意契約のため 該当なし	出納局会計課		
島根県財務会計システムの税目料金番号追加対応に関する業務	令和5年6月1日	しまね財務会計システム共同企業体（代表構成員） 富士通Japan株式会社岡山・山陰公共ビジネス部 部長 佐藤勝治 松江市学園南二丁目10-4	1,071,840	167条の2 第1項第2号	財務会計システムは、しまね財務会計システム共同企業体が開発を行っており、他者ではこの委託業務を遂行することは困難である。	一者随意契約のため 該当なし	出納局会計課		
島根県財務会計システムの仕様整理等に係る業務	令和5年6月1日	しまね財務会計システム共同企業体（代表構成員） 富士通Japan株式会社岡山・山陰公共ビジネス部 部長 佐藤勝治 松江市学園南二丁目10-4	9,977,000	167条の2 第1項第2号	仕様整理の対象となるシステムの開発を行っており、他者では期間内に遂行することが困難。	一者随意契約のため 該当なし	出納局会計課		
島根県収入証紙の印刷	令和5年10月2日	独立行政法人国立印刷局 理事長 大津 俊哉 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	12,303,224	167条の2 第1項第2号	・独立行政法人国立印刷局法により設置目的が規定された印刷製造者である。 ・高度な技術を持っており、証紙印刷が可能である。 ・金券である証紙を印刷するにあたり、安全性が非常に高い。 ・本県証紙の原版を有している。 ・本県証紙の印刷について良好な実績がある。	一者随意契約のため 該当なし	出納局審査指導課		

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（円）	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課 （地方機関）の名称	備考
						名称	金額（円）		
島根県財務会計システムの改定差額連携追加対応に関する業務	令和5年10月27日	しまね財務会計システム共同企業体 （代表構成員） 富士通 J a p a n 株式会社岡山・山陰公共ビジネス部 部長 佐藤勝治 松江市学園南二丁目10-4	2,572,240	167条の2 第1項第2号	財務会計システムは、しまね財務会計システム共同企業体が開発を行っており、他者ではこの委託業務を遂行することは困難である。	一者随意契約のため 該当なし		出納局会計課	
島根県財務会計システム用プリンタの賃貸借及び保守	令和5年12月12日	FLCS株式会社中国支店 広島県広島市中区大手町二丁目7番10号	14,581,996	167条の2 第1項第2号	既に配備済みの機器及び保守内容を延長するため	一者随意契約のため 該当なし		出納局会計課	長期継続契約 2年2か月